

家畜衛生情報

香川県畜産課
TEL(087)832-3426~8 FAX(087)806-0204
香川県東部家畜保健衛生所
TEL(087)898-1121 FAX(087)898-9558
香川県西部家畜保健衛生所
TEL(0877)62-0020 FAX(0877)62-3299

令和7年度 畜産施策の概要

本県の畜産の振興に格別のご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

昨年11月に県内で発生した鳥インフルエンザでは、関係各位のご協力による円滑な防疫対応により、12月3日午前0時をもって移動制限が解除となり、全ての防疫作業を終了することができました。改めて、ご尽力いただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

家畜衛生分野においては、鳥インフルエンザが県内養鶏場で、令和4年度以降、3シーズン連続で発生し、地域の養鶏業界に大きな影響がありました。また、豚熱は県内全域で野生イノシシでの感染が確認されており、県内養豚場での発生が懸念されています。さらにアフリカ豚熱や口蹄疫は、中国や韓国を含むアジア地域に広く浸潤しており、国内侵入リスクが非常に高い状態が続いています。

このような状況の中、県では今年度も引き続き、発生を想定した防疫演習の実施や防疫資材の備蓄等を実施し、発生予防対策及びまん延防止対策を迅速に実施する体制を強化します。特に鳥インフルエンザ対策は、養鶏場への立入検査による指導を継続強化するとともに、ため池対策にも取り組み、本県での発生リスクが最大限に低下するように努めます。

畜産農家の皆様も、引き続き飼養衛生管理基準の遵守と早期の異常通報を徹底し、家畜伝染病の発生予防、まん延防止に努めていただきますようお願いいたします。

一方、安定した畜産経営継続のため、畜産物の高品質化や増産等による経営体質の強化が必要と考えています。県では、国が行う経営安定対策事業に係る支援を行うとともに、畜産クラスター事業等の活用による収益力の向上を図ります。また、県内の畜産農家の持続可能な畜産経営のため、スマート畜産機器や暑熱対策に必要な機器などの整備を支援します。オリーブ牛については、出荷頭数の増加や高品質化の取組みとして、牛舎の増改築や高能力な繁殖雌牛の導入及び県内で飼養されている高能力な繁殖雌牛の受精卵の活用を支援するとともに、全国和牛能力共進会（令和9年度北海道開催）に出品するオリーブ牛の選定候補牛の品質底上げにも取り組みます。さらに、畜産物の流通面の支援として、消費拡大・販売促進のための効果的な情報を発信していきます。



また、輸入飼料価格の高騰が続くなか、耕畜連携マッチングの取組みや飼料を栽培する機械導入への支援、さらに、飼料作物栽培技術向上のための施策を実施し、輸入飼料に依存しない国産飼料の安定的生産・供給が可能な体制を作ります。その他、人材確保対策として、本県畜産業において、貴重な労働力である外国人材の住環境改善を図るための施策を実施し、外国人材の確保と定着を図り、本県畜産業の持続的発展を目指します。本年度も生産者の皆様や関係団体等と連携して、家畜防疫体制、生産基盤の強化や畜産物の販売促進・消費拡大などの各施策を総合的に推進していきます。

ランピースキン病について

ランピースキン病は牛と水牛の病気で、昨年11月に福岡県の乳用牛農家で国内初の発生報告がありました。ランピー（Lumpy）とは、「塊が多い」という意味で、皮膚の表面に多くのしこりができるのが特徴です（写真参照）。



この病気は、病原体に汚染された飼料、水、器具を介して感染するほか、吸血昆虫が病原体を運んで感染が広がるため、日頃の飼養衛生管理の徹底に加え、サシバエ等の吸血昆虫対策が重要です。気温が上がり、サシバエが増える季節となっていますので、下記の対策を徹底してお願いします。

① 幼虫対策：堆肥等の管理と IGR 剤の散布

② 成虫対策：防虫ネットや系統の違う複数の殺虫剤を定期的に切り替えローテーションで使用
また、有効なワクチンがあり、発生農場周辺でのワクチン接種をした結果、現在は国内での発生は見られていません。早期発見・早期通報がまん延防止に大変重要です。疑わしい牛を発見した場合は、速やかにご連絡ください。

また、農林水産省のホームページでは、上記のサシバエ対策の具体的な方法や、国内外の発生状況等を更新していますので、定期的に情報収集をお願いします。



>>>>>ランピースキン病の情報はこちらから>>>>>

アフリカ豚熱、口蹄疫侵入防止のために

アフリカ豚熱は全身の出血性病変が特徴で致死率の高い疾病です。また、口蹄疫は尋常でない伝染力と感染後の障害によって家畜としての価値を失う疾病で、2010年の国内発生では約30万頭の家畜が殺処分されました。いずれの疾病もアジア周辺諸国で発生が続発しており、人や物の移動を介した日本への侵入が危惧されています。

飼養衛生管理基準では農場内に病原体が侵入するのを防止するため、衛生管理区域に立ち入る者の制限や立入の条件が定められています。近年、外国人技能実習生を受け入れている農場も増えていますが、以下の点に注意してください。

① 入国して1週間以内の者を衛生管理区域に入らせないこと。

② 4か月以内に海外で使用した衣服や靴を、洗浄・消毒せずに衛生管理区域に持ち込ませないこと。これは、衣服や靴に付着している病原体が長期間生残していることが判明しているためです。なお、逆性石鹼系の消毒薬が広く使用されていますが、口蹄疫ウイルスのように病原体によっては効果が全く期待できない場合があるので注意が必要です。

③ ハムなど肉が含まれる食品を日本に持ち込ませないこと。検疫で摘発された旅客手荷物や国際郵便の食品から、相次いでウイルスが検出されています。外国人技能実習生が入国時にこれらの食品を持ち込んだり、実習生の家族から国際郵便で郵送されることがないように注意喚起をお願いします。

令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた対策

令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザは14道県51事例の発生でした。本シーズンは、令和7年1月の1か月間に35事例という過去に例を見ないペースで発生がありました。特に、複数の県で家きん農場密集地域での連続発生があり、令和2年の本県の発生状況に近いものでした。この発生状況を踏まえた、家きん疾病小委員会が提言した発生予防・まん延防止対策の一部を紹介します。来シーズンに向けて、改めて対策をお願いします。

1) カラスなど、野鳥を堆肥舎に近づけない・侵入させない

- 野鳥を引きつける死亡鶏や破卵等は堆肥舎に置かず、適切に処理しましょう。
- 堆肥舎に防鳥ネットを適切に設置しましょう。

2) 少しでも普段と違えば即通報（異状の早期発見・早期通報の徹底）

- 異状があれば休日でも躊躇せず速やかに家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。

3) 感染野鳥の羽や糞由来のほこり（塵埃）を侵入させない

- フィルター・細霧装置・不織布の設置等による塵埃の農場侵入対策は有効と考えられます。

4) 野鳥、野生動物のすみかを農場内や周辺につくらない

- 農場内や周辺の雑草・不要な樹木の除去、整理整頓、空き家きん舎の施錠を。

家畜伝染病・伝染性疾病発生状況（近県）R6.10月～R7.1月

	疾病名	畜種	発生場所	発生時期	発生延べ戸数	発生頭羽数 (蜜蜂は群数)
法定	高病原性鳥インフルエンザ	鶏	香川県、愛媛県	R6.11～12	3	6
	ヨーネ病	牛	岡山県	R6.11	1	2
		めん羊	兵庫県	R6.11、R7.1	2	3
		山羊	兵庫県	R6.11	1	4
	豚熱	豚	愛媛県	R6.11	1	2
届出	牛伝染性リンパ腫 (旧:牛白血病)	牛	兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県	R6.11～R7.1	66	85
	破傷風	牛	愛媛県	R6.12	1	1
	豚丹毒	豚	広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	R6.11～R7.1	9	14
	マレック症	鶏	徳島県	R6.11	1	4
	鶏伝染性気管支炎	鶏	広島県、徳島県	R6.11、R7.1	2	10
	伝染性ファブリキウス嚢病	鶏	鳥取県、岡山県	R6.11	2	16
	レプトスピラ症	犬	岡山県、愛媛県	R6.11、R7.1	2	2
	バロア症	蜜蜂	愛媛県	R6.12	1	2
	アカリダニ症	蜜蜂	兵庫県、島根県、岡山県、山口県、香川県	R6.12～R7.1	9	10

お知らせ

○令和7年度香川県家畜商講習会について

日時:令和7年9月4日(木)・5日(金) 9時から17時15分

場所:高松市番町四丁目1番10号 香川県庁内会議室 受講料:香川県収入証紙(3,200円分)

申込期間:令和7年7月上旬から約1カ月間

※詳細は令和7年6月末頃に県のホームページにて掲載予定

○令和7年度の各飼養衛生管理者研修会について

・養牛研修会 日時:令和7年8月21日(木)14時~16時

場所:高松国分寺ホール(高松市国分寺町新名430)

・養豚研修会(豚熱ワクチンの登録飼養衛生管理者研修と同時開催)

日時:令和7年6月6日(金)13時30分~16時

場所:JA 綾坂農業振興センター(綾歌郡綾川町陶4742-1)

・養鶏研修会 日時:令和7年7月25日(金)14時~16時

場所:アイレックス(丸亀市綾歌総合文化会館)(丸亀市綾歌町栗熊西1680)

○飼料の安定供給に向けた飼料輸送の合理化の取組みの徹底について

農林水産省より、「飼料の安定供給に向けた飼料輸送の合理化の取組の徹底について」(令和6年12月24日付)が発出されています。2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用され、輸送力が不足する等のいわゆる「2024年問題」に対応するため、畜産農家の皆様におかれましては、飼料輸送の作業に係る負担の削減及び安全性の確保、附帯業務を含む輸送以外の役務等の取扱いの明確化、長距離・長時間輸送の削減及び効率的な配送実施への協力についてその推進及び徹底を図っていただくようお願いいたします。

詳細は、下記の農林水産省のウェブページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/#gourika